

平成30年度 市 県 民 税 国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 申告について

災害により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
今年の申告は、平成29年分の所得を申告していただくもので、下記に該当する方は、所得の有無にかかわらず申告をお願いします。なお、申告書の提出が必要と思われる方(前年の情報に基づき、市が把握出来ている方)については、事前に申告書をお送りします。

災害により住宅及び家財等に損害を受けた方は、申告をすることで雑損控除を受けられる場合があります。詳しくは別紙チラシの「税務署・市役所からのお知らせ」をご覧ください。

また今年から、申告時に所得控除の対象となる社会保険料(国民健康保険税、介護保険料等)の納付証明を1月中に送付しますので、申告の際にご持参ください。事前に申告書をお送りする方の分につきましては、申告書と一緒に送りしますので、ご確認ください。

なお、申告書の提出が無ければ、所得証明を発行できない場合があります。特に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険加入者で軽減に該当される方は必ず申告が必要です。また、郵送による申告もできます。

申告が必要な方

◆平成30年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成29年中(平成29年1月から12月)の状況が次に該当する方です。

【平成29年中に課税対象となる収入があり、「税務署へ所得税の確定申告」をする方以外】

- 事業等収入(営業・農業・不動産収入等)がある方
- 給与収入のみの方で、年末調整を受けていない方、また複数の事業所等から給与を受けた方
- 給与所得者で、勤務先から津久見市役所へ「給与支払報告書」が提出されてない方
- 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除等を受けようとする方
- 年末調整済みの給与以外に20万円以下の所得があった方、年金収入額400万円以下でそれ以外に20万円以下の所得があった方
- 昭和28年1月1日以前に生まれた方で、公的年金のみの収入額が148万円以上400万円以下の方
- 昭和28年1月2日以降に生まれた方で、公的年金のみの収入額が98万円以上400万円以下の方

【平成29年中に課税対象となる収入のなかった方】

- 平成29年中(1～12月)に収入のなかった方(扶養を受けていた方、失業中、学生など)
- 平成29年中、非課税収入(失業保険・遺族年金・障害年金・傷病手当など)があった方
- 住民票を市内に置いて、実際は市外に居住している方
- 上記以外の方で、非課税証明または所得証明が必要な方

申告相談に必要な書類

◆右記に記載された日程で申告相談を行います。必要なものを準備してお気軽にお越しください。

- 市から送付された「申告書」、「印鑑」
- 雑損控除のある方は、**り災証明書等の証明書(写し可)、及び保険等で補てんされた金額の明細書**
- マイナンバーカード(または通知カード及び顔写真付きの本人確認書類…運転免許証、パスポートなど)
- 給与所得者は源泉徴収票、または事業主の証明
- 年金受給者は公的年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・事業・不動産所得のある方は収支明細書、または帳簿書類など
- 医療費控除のある方はその領収書、医療費通知など ※保険などで補てんされる金額の明細書
- 社会保険料のある方はその領収書、または証明書など
- 一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料のある方はその控除証明書

申告相談日程

提出期限：平成30年3月15日

- ◆住民税の申告相談は、1月25日から3月15日まで行います。
- ◆例年開催していた所得税還付申告(年金等)に変わりまして、今年は雑損控除計算書作成会を行います。(※所得税還付申告の受付もしております)また、南九州税理士会の税理士の方々のご協力により、2月の3日と4日の土日も開催しますので、ぜひご利用ください。
- ◆2月7日から2月22日までは、下記会場で地区別にて申告相談を行います。が、2月7日から2月13日の午前中まで職員が地区に出向いて不在のため、大会議室で申告を受付はできません。
- ◆2月23日から3月15日までの間も、大会議室で申告相談を行います。

月	日	曜日	開催地区等	会場	受付時間	
					午前	午後
1	25	木	住 民 税 申 告 相 談	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30
	26	金				
	29	月				
	30	火				
	31	水				
2	1	木	雑損控除計算書作成会 (税務署・市役所職員が対応します)	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30
	2	金				
	3	土				
	4	日	雑損控除計算書作成会 (税理士・市役所職員が対応します)	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30
	5	月	雑損控除計算書作成会 (税務署・市役所職員が対応します)			
	6	火	雑損控除計算書作成会 (税務署・市役所職員が対応します)			
	7	水	保 戸 島	地区集会所	8:30～11:30	13:00～17:00
	8	木	赤 崎	赤崎公民館	9:30～11:00	
			鳩 浦 ・ 荒	鳩浦公民館	9:30～11:00	
			日 代	福良公民館		13:00～15:30
	9	金	松ヶ浦・狩床・西泊・間元・大元・高浜	狩床公民館	9:30～11:00	
			刀自ヶ浦・久保泊・深良津	久保泊公民館	9:30～11:00	
			落ノ浦・田ノ浦・摺木	四浦出張所		13:00～14:30
			長 目	長目公民館	9:30～11:00	
	13	火	無 垢 島	市民ふれあい交流センター	8:30～11:00	
			西ノ内			13:00～16:00
	14	水	警固屋・青江・川内・畑	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～16:00
	15	木	川 上 ・ 徳 浦			
	16	金	千 怒			
	19	月	宮 本 ・ 入 船			
	20	火	彦 ノ 内			
	21	水	中 田			
	22	木	岩 屋 ・ 堅 浦			

医療費控除を受ける方

◆平成29年分の申告から、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。また、医療費通知以外の領収書につきましては、あらかじめ医療を受けた人ごとにまとめ、計算しておいてください。

◆医療費控除の対象とされる医療費とは、平成29年中に支払った以下のようものが該当します。
○診療・治療のための診察費用、および入院費用 ○通院や入院のための交通費
○治療または療養に必要な薬代(一般の薬局で購入したものでよい)

◆これらの支払額のうち、保険金等で補てんされる金額は差し引きます。

郵送で申告される方

◆申告会場に来る事が困難な方について、郵送での申告も受け付けます。

これまで、事前に申告書を送付していた方については、返信用封筒を同封していましたが、マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報保護法に基づき返信用封筒は同封しておりませんのでご了承ください。

問い合わせ先 / 【1月22日まで】☎82-9512(税務課直通)
【1月23日以降】☎82-4111(内線183・184・188)